

令和 3 年度 船橋市総合防災訓練実施要綱（案）

1. 訓練の目的

災害対策基本法第 48 条及び船橋市地域防災計画（第 2 部第 1 章第 1 節第 3 防災訓練）に基づき、本市に影響を及ぼす恐れのある大地震等の発生を想定し、市が市民と一体となって、災害発生後、防災活動が迅速かつ的確に実施できるよう、体制の確立を図ることを目的として訓練を実施する。

2. 訓練の方針

首都直下型地震の発生が危惧されているなか、千葉県が被害想定した千葉県北西部直下型地震発生後、迅速かつ柔軟な対応がとれるよう、市職員の対応力強化及び市職員・施設職員の連携強化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る。

3. 訓練実施日

令和 3 年 11 月 28 日（日） 9 時 00 分から 12 時 00 分まで
集合／8 時 45 分 解散／12 時 15 分

4. 訓練会場（83 会場） 主会場：塚田南小学校

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練） | 市内全域 |
| (2) 避難所開設・運営訓練 | 市立 55 小学校
市立 27 中学校
船橋特別支援学校高根台校舎 |
| (3) 災害対策本部情報伝達訓練 | 市本庁舎災害対策本部室 |
| (4) 医療救護訓練 | 市立医療センター |

5. 訓練想定

令和 3 年 11 月 28 日（日）午前 9 時 00 分、千葉県北西部を震源とする地震が発生、地震の規模は M7.3 と推定され、市内でも最大震度 6 強を測定した。

地震により、住家や道路などに甚大な被害がもたらされ、ライフライン機能が失われた。また、死者、負傷者等多数発生、市街地を中心に多数の火災が発生している。

6. 訓練内容・訓練従事者

- (1) いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）

概要：訓練会場のほか、家庭等の日常生活の場において、各自が冷静に判断し行動できるように、いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）を実施し、その後、家族の安否方法の確認、非常持出品の確認、避難場所の確認などを実施する。

参加者：市職員・施設職員・市民

- (2) 避難所開設・運営訓練

概要：「避難所運営マニュアル～新型コロナウイルス感染症への対応～」や、「避難所運営アクションシート」を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運営方法について、現場や各種資機材の確認・取り扱い訓練を実施する。

参加者：市職員・施設職員・市民（町会・自治会代表参加者）

□避難所開設・運営訓練等実施項目

項目		内容
避難所開設・運営訓練	施設確認	<ul style="list-style-type: none"> ■避難所施設の安全確認 ■防災倉庫の確認
	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ■避難所開設・運営に必要な各種業務の確認 ■避難者入場管理場所の確認 ■避難所居住区（一般者・体調不良者・要配慮者）及び動線の確認 ■ペット受入場所の確認
	開設	<ul style="list-style-type: none"> ■入場管理方法の確認 ■避難所各受付の設置・受付方法の確認
避難行動要支援者安否確認訓練		<ul style="list-style-type: none"> ■避難行動要支援者名簿（訓練用）を使用した名簿消込訓練
資機材取り扱い訓練		<ul style="list-style-type: none"> ■紙管パーテーションの設定 ■蓄電池の取扱い方法確認 ■<u>マンホールトイレ設営訓練（主会場のみ）</u>
意見交換		<ul style="list-style-type: none"> ■市職員、施設職員、市民（町会・自治会代表参加者）が、訓練の振り返りや避難所運営委員会の設置に向けた協議を行い、暫定版の委員会名簿の作成を目標とする。

（3）災害対策本部情報伝達訓練

概要：災害対策本部収容班が、各避難所からの情報を、行政区（市内5ブロック）ごとに集約し、各避難所の被災状況等を把握するための訓練を実施する。

参加者：市職員

（4）医療救護訓練

概要：災害時における新型コロナウイルス感染者の受入れ、対応についての訓練を実施する。

参加者：市立医療センター職員・市立看護専門学校生徒

7. 訓練の中止

訓練は雨天決行とする。ただし、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は

中止とする。

なお、訓練中止の決定については、当日の午前7時30分とし、職員への連絡は職員参集メールで行い、市民参加者に中止の周知を行う。

その他、新型コロナウイルス感染症が拡大し、市として対策が必要になった場合には、訓練の中止等を検討する。

8. 安全管理

各訓練会場における安全管理については、訓練従事職員の代表者が配慮することとする。

9. 参加予定機関

防災関係団体（船橋S Lネットワーク、船橋防災連絡会）

10. 主催

船橋市